

# ベルギーの第6次国家改革と 周辺コミューン市長任命拒否問題の解決

武 居 一 正\*

## I. はじめに

2015年12月13日日曜日、首都ブリュッセルの南西に隣接する小さなコミューン Linkebeek（リンクベーク、面積4.15km<sup>2</sup>、人口4,797名〔2015年1月1日時点〕、その内80～85%がフランス語系）で、2006年以來の市長任命拒否問題がもつれにもつれた末にフラマン政府内務大臣によるフラマン語系少数派議員の市長任命に抗議してフランス語系多数派議員が辞職したことから、欠員補充選挙 élections extraordinaires が行われた\*<sup>1</sup>。

同日にフランスで行われた地域選挙の第2回投票の結果（第1回投票での極右 FN の躍進による）の方が大きく報道されて、国内外共にそのニュースとしての扱いは小さかった。とは言え、この市長任命拒否問題がどのような決着を見るかで、その解決が1つの目的であった第6次国家改革（2012年－2014年）の評価が大きく左右されることにもなるし、ブリュッセル周辺コミューンでの言語的便宜をどのようなものと理解するかという言語的少数者保護に関わる根本的な問題が背景に横たわっているので、今後のベルギー内

---

\*福岡大学法学部教授

政の躓きの石ともなりかねない重大さを秘めていると思われる。

そこで、市長任命拒否問題の原因を探り、その経緯を注意深く観察することにより、今回の第6次国家改革で「共同体の平和」がどのように追求され、これにどのような解決が与えられたのかを見極めたいと考える。

## II. 周辺コミューン(communes périphériques)での「言語的便宜 facilités linguistiques」の容認とその後の展開

### 1. 言語的便宜の容認<sup>\*2</sup>

独立以来のフランス語の圧倒的優位に対してフラマン人の中からフラマン語の承認と保護を求める運動が発生し、1930年代には「地域一言語主義」が採用された。つまり、フランドルとワロニーは「言語的に均質な地域」とされたのである。この「地域原則」により、行政、教育、司法、軍隊など公職に就いている者は、その地域の言語、つまりフランドルではフラマン語、ワロニーではフランス語、を用いることが決定されたのである。

ところが、首都ブリュッセルの周辺地域で住民のフランス語化が進み（「油のシミ」現象）、フラマン語地域であるフランドルの地が次第にフランス語系住民により浸食されつつあることにフラマン人の苛立ちは募ったのである。こうして、言語調査の廃止<sup>\*3</sup>と言語境界の画定が要求されるに至ったのである。

1960年代にフラマン人の要求は容れられ、61年7月24日法は言語調査を廃止し、62年11月8日法と63年8月2日法は、ベルギーを南北に二分する「言語境界」を定め、国土を4つの「言語地域」<sup>\*4</sup>に分割した。

ところが、各言語地域にはその地域の言語とは異なる言語を使用する少数者がいるので、彼らの言語権を保障するために「言語的便宜」が定められたのである<sup>\*5</sup>。法律上の用語では「特別の制度の下にあるコミューン communes à régime spécial」、つまり、言語的便宜を認められたコミューンとは、プ

リュッセル周辺のオランダ語地域に位置する6つのコミューン（保護対象・フランス語系住民）および言語境界沿いのオランダ語地域のコミューン（保護対象・フランス語系住民）ならびにフランス語地域のコミューン（保護対象・オランダ語系住民）、ドイツ語地域のコミューン（保護対象・フランス語系住民）、マルメディー地区のコミューン（保護対象・ドイツ語系住民）である。要するに、合計27あるこれらのコミューンの言語的少数派に属する住民は、自ら選択した言語で、コミューン当局と意思疎通できることとされた。

## 2. 周辺コミューンの言語的便宜の内容

「周辺コミューン」とは、ブリュッセル周辺のオランダ語地域に位置する6コミューン（Drogenbos, Kraainem, Linkebeek, Rhode-Saint-Genèse, Wemmel et Wezembeek-Oppem）を言う。

行政事項における言語使用に関する1966年7月18日調整法が定めるこれらのコミューンに共通する便宜措置関連規定は、以下の通りである。

- 1° 全ての地方行政部門は、その内部業務について、専らオランダ語を用いる（23条）。
- 2° 住民向けの告示 avis、通知 communications、書式 formulaires は、オランダ語およびフランス語で作成される（24条）。
- 3° 地方行政部門は、個人との関係において、「当事者が使用する言語」を、それがオランダ語またはフランス語であるとき、用いる（25条）。
- 4° 上記の部門は、「当事者の求めに応じて」、個人に交付する証明書 certificats 等をオランダ語またはフランス語で作成する（26条）。
- 5° これらのコミューンでは、オランダ語を解さなければ、採用されない（27条）。

Drogenbos および Kraainem、Linkebeek、Wemmel のための便宜措置の

特別規定は、以下の通りである。

1° これらのコミューンでは、文書 actes は、「当事者の求めに応じて」、オランダ語またはフランス語で作成される（28条）。

以上（25条、26条、28条）が、これらのコミューンにおいて行政客体としての個人が有する言語的便宜である。

1988年の憲法改正では、普通法（loi ordinaire）で保障されているに過ぎないこれらの言語的便宜により永続的な性質を付与するために、憲法第129条 § 2において、言語的便宜の認められたコミューンでの言語使用に関する規定は第4条最終項の特別多数で定められた法律（共同体法 loi communautaire）によらなければ改正されないと明記された。つまり、言語的便宜は、ベルギー的表現を用いれば「コンクリートで固められた bétonné」\*6のである。

### 3. その後の展開

(1) 1963年から97年末まで

30年以上の長きにわたって、周辺コミューンの言語的少数者は、1度届け出ておけばコミューン当局からフランス語の文書を自動的に受け取れるという慣行が、何の問題もなく続いていた。

但し、言語的便宜の性質についての理解ないし解釈の違いは存在していた。フラマン人にとって、言語的便宜は、フランドルの領域内に居住することになったフランス語系の人々に、単一言語主義の例外を過渡的なもの\*7として一定期間認めることにより、フランドルに適応する（つまりフラマン語を習得する）ことを可能にするためのものに過ぎなかった\*8。この理解は「領域 territorialité の原則」に基づくものである。つまり、各地域の領域と境界は神聖なものであり、フラマン人の土地に居る者は仮に他言語を日常話すとしても、地域のフラマン的性格を尊重すべきとする考え方である。

ワロン人にとって、言語的便宜は、フラマン語地域に住むフランス語系の人々を保護するために領域の原則への例外が念頭に置かれており、言語的便宜はいわば既得権であった。この理解は「個人 *personnalité* の原則」に基づくものである。憲法第30条が保障するようにベルギーで用いられている言語の使用は任意（その者の自由）であり、フランス語話者の権利は、たとえこの者がフランドルの地に住み、そこで働こうとも、全てに優先する。

このように、それぞれの立場は正反対であった。

(2) 1997年12月16日 ペーターズの通達

この日、フラマン政府内務大臣レオ・ペーターズ Leo Peeters (SP.A) が連邦法が保障する言語的便宜を制限的に解釈する通達 *circulaire*<sup>\*9</sup>を定めた。

すなわち、行政からの全ての文書は先ずオランダ語で市民に配布される。言語的便宜が認められたコミューンの行政客体（市民）は、フランス語の文書を望むとき、受け取る各文書について毎回書面でそれを請求しなければならない。コミューンの業務は内部ではオランダ語のみで処理される。例えば、コミューン議会で用いられる言語はオランダ語でなければならない。議事日程も議員や市長等の質疑応答も全てオランダ語でなければならないなどとするものであった。

これ以後はオランダ語の文書を受け取ると、従来は一度で良かったものが、一々役場に出掛けてフランス語の文書を請求しなければならなくなり、場合によっては、1つの行政手続の中で何度も請求しなくてはならなくなることも危惧された<sup>\*10</sup>。面倒臭いものになった。フランス語系住民にとっては「言語的ハラスメント」または限りなくそれに近いものであった。なぜなら、言語的便宜は1963年に言語境界画定を認める見返りとして獲得した筈のものであったからである<sup>\*11</sup>。言わば、この事態は盗まれた原付 *mobylette* をまた売りつけられているようなものだった<sup>\*12</sup>。

では、フラマン人はどのように考えていたのだろうか。問題のペーターズ

(内相95-99年)は、SP-A(社会進歩的選択党=オランダ語系社会党)に所属しており、同党は共同体問題ではとても穏健な立場として知られていたから、ペータースだけが特に過激だった訳ではない。このことは、彼の後継者達、Johan Sauwens(VU, 内相'99-'01), Paul Van Grembergen(VU, 内相'01-'03, SPIRIT, 内相'03-'04), Marino Keulen(Open VLD, 内相'04-'09), Geert Bourgeois(N-VA, 内相'09-'14), Liesbeth Homans(N-VA, 内相'14-)も、所属政党は違うものの通達の見直しをしなかったことおよびKeulen以下の3名は揃って市長任命を拒否したことから分かる。つまり、背景として、フランドルには言語便宜の理解については党派を超えた「広範な政治的コンセンサス」\*<sup>13</sup>があったからだと思われる。便宜が認められた時には、例えばLinkebeekでは、確かにフランス語系住民は少数派であった。47年に行われた最後の言語調査では、フランス語系は39%に過ぎなかったのに現在では80~85%に上ると言われている。少数者として保護されていた者が今や多数者であるという現実(逆転現象の存在)に、フラマン人の中に危機感を覚える者が出てきたとしても、それは想像に難くない。しかも、フラマン人の目からすれば、これらの新参者は、既得権を振りかざして、フラマン語や文化に積極的に適応しようとはしていないのである。

### (3) 2001年 第5次国家改革

フランス語系政治家は、危機に瀕したフランス共同体の財政再建のため、わずかな金の見返りにコミューン法 loi communale などを地域圏の権限としてフランドルに売り渡してしまったのである。これ以降、フランドル地域圏は、オランダ語地域のコミューン(周辺コミューンを含む)に対する完全な「後見監督権」などを手中にした。2001年7月13日特別法\*<sup>14</sup>は、コミューンに関する組織立法の全てを地域圏に分け与えた。こうして、地域圏は、コミューンの制度、つまり、構成、組織、権限についても、運営、つまりコミューン議会や執行部の決定や内部運営並びに市長および助役の任命および給与に

ついても、規律する権限を有することになった。2007年1月からは、地域圏は市長の懲戒制度についても権限を有することになった<sup>\*15</sup>。

このことが現在の周辺コミューンの問題の原因と言える<sup>\*16</sup>。当時、フランス語系の交渉担当者、政党、政治家は、どれほど将来を見据えていたのかと問いたくなくなる<sup>\*17</sup>。正に、貧すれば鈍するのである。彼らは、今、彼らの失態の「代価」を支払わせられているのである<sup>\*18</sup>。

### Ⅲ. 事実の概要（1）市長任命拒否問題発生からコンセイユ・デタ判決まで （2004年12月から2014年6月）

事実の概要を時系列に従って確認しておきたい。

2004年12月23日 コンセイユ・デタ第Ⅻ部（フラマン語部）判決<sup>\*19</sup>

ペーターズの通達取り消しの訴え棄却。オランダ語系による言語的便宜の解釈容認。

2006年10月08日 コミューン選挙

Kraainem, Linkebeek, Wezembeek-Oppem で有権者の言語（フランス語）で投票所入場券を発送。

2007年06月10日 連邦総選挙（上・下両院）

上記3コミューンでフランス語の投票所入場券を発送

11月15日 フラマン内相 Marino Keulen（Open VLD）が、通達違反を理由に市長任命拒否<sup>\*20</sup>。ここで任命拒否問題発生

2012年07月 デイ・ルポ Di Rupo 政権「第6次国家改革の最初のパッケージ」成立させる。周辺コミューンの市長任命手続を法定整備（2012年7月19日特別法）

10月14日 コミューン選挙

3コミューンで投票所入場券を有権者の言語で再び発送

リンクベークではダミアン・ティエリー Damien Thiéry<sup>\*21</sup>（FDF）

が<sup>79</sup>の個人得票をし、首位に

2013年02月21日 憲法裁に12年7月19日特別法の取り消しの訴え

03月25日 フラマン内相ヘルト・ブルジョワ Geert Bourgeois (N-VA) が<sup>80</sup>、市長任命拒否

03月26日 3名の非任命市長、任命拒否の取り消しを求めてコンセイユ・デタに提訴（判決2014/06/20）

05月28日 コンセイユ・デタは、上記提訴に関して憲法裁に「前提問題」移送

2014年04月03日 憲法裁、取り消しの訴え棄却（市長任命手続を定める12年7月19日特別法の合憲性容認）、前提問題にも判断（周辺コミューンの市長任命手続がフランドルのその他のコミューンのそれと比べて平等原則違反かどうかの問題。憲法裁は「憲法制定権者の選択」については憲法のその他の規定に照らして判断する権限を持たないとして、事実上合憲性を容認）

05月06日 リンクバークは5月25日統一選挙（欧州議会、地域圏・共同体議会、下院）の投票所入場券を有権者の言語でまたまた発送

06月20日 コンセイユ・デタ、非任命市長の1人ティエリーの訴え棄却

その際、傍論で言語立法について新解釈を示す。

すなわち、住民が1度言語登録すれば、合理的期間・4年間有効とした。

06年から12年までは、対立はあったものの、リンクバークのティエリーは「非任命市長 *bourgmestre non nommé*」と呼ばれ、事実上市長の職務を担い、コミューンの手綱を握っていた。他の2名も同様。

12年の新任命手続き制定後、対立が激化<sup>\*22</sup>し、コンセイユ・デタの判決へ至った。



（以上の概要は、La Libre Belgique 紙、Le Soir 紙、Le Vif 紙、TV 局 RTBF  
及び RTL のニュースなどにより筆者が作成）

#### IV. 法的問題点の検討

まず、新たな周辺コミューン市長任命手続きを確認したい。少し長いが全文を挙げておく。

##### 1. 周辺コミューンの市長任命手続きを定める新コミューン法

第13条の2は、以下のように定めている。すなわち、

「§ 1. 1966年7月18日に調整された行政事項における言語使用に関する法律第7条に定められた周辺コミューンにおいて、市長の推薦行為は、コミューン議会の投票によりなされ、フラマン政府に伝達される。この投票の日から、市長候補は市長に指名され、「指名市長 bourgmestre désigné」の資格を得て、市長の全ての職務を行使する。但し、この者が助役 échevin として選出されていたときには、助役を担当しない。

§ 2. コミューン議会の投票によりなされたこの推薦行為の受領後、フラマン政府は、指名市長の任命を行いまは § 4. に従い任命拒否の決定を通知するために60日の期間を有する。

§ 3. フラマン政府が指名市長を任命しまたは与えられた期間内に決定の通知をしないとき、指名市長は、最終的に任命される。また、助役として選出されていたときには、第15条 § 2 に定められた手続きに従い、助役を担当する。

§ 4. フラマン政府が当事者の最終的任命を拒否するとき、指名市長およびブラバン・フラマン州知事ならびに副知事、関係コミューン事務局、コンセイユ・デタ行政訴訟部総会にこの拒否決定を通知する。指名市長への通知は、関係行政書類を閲覧できる場所も教示するものとする。

§ 5. 指名市長は、§ 4. に定められた通知の受領からコンセイユ・デタ

行政訴訟部総会に訴状 *mémoire* を提出するために30日の期間を有する。

コンセイユ・デタ行政訴訟部総会は、この訴状の提出から90日以内に判決を下す。

コンセイユ・デタの総訴訟目録への登録は、訴状提出時に行われる。

訴状には日付と共に次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1° 事件の表示「周辺コミューン市長の最終的任命についての決定に対する訴状」
- 2° 指名市長の姓名および住所、選択した住所
- 3° 事実および請求理由書

訴状は、以下の場合には受理されない。

1° 署名のないときまたは署名により証明された写し 4 通が提出されないとき。

2° 全てに番号が付された付属書類の提出がないとき。

5 項適用の場合、書記官長は、不受理の理由を説明する文書を指名市長に送付し、15日以内の補正を催告する。

6 項に定める催告の受領から15日以内に訴状を補正した指名市長は、最初の発送日に提出したものと見なされる。

補正されない訴状または不完全な補正をされもしくは期限を経過した訴状は、提出されなかったものと見なされる。

訴状提出と同時に、指名市長は、その写しを通知のためにフラマン政府に送付する。この送付によりフラマン政府が考慮すべき期間は経過するものではない。

書記官長は、訴状の謄本をフラマン政府、総調査官および総調査官補佐に直ちに送達する。

書記官長による訴状送達から15日以内に、フラマン政府は関係行政書類一式を書記官長に送付する。フラマン政府は答弁書 *note d'observations* を添

付することができる。

答弁書の写し一部は、書記官長により、指名市長およびコンセイユ・デタに関する1973年1月12日調整法第93条 § 5 に定める調査部 auditorat 構成員に送達される。

期限を経過した全ての準備書面は、審理から排除される。

事件書類の受領から15日以内に、調査部構成員は、コンセイユ・デタに関する1973年1月12日調整法第93条 § 5 に従い、調査書 rapport を作成する。調査官は、場合により、当事者に対し指摘する点について一層の説明を求めることができる。

調査書を見た上で、首席院長または院長は、事件がコンセイユ・デタ行政訴訟部総会で審理される公判期日をオルドナンスをもって定める。

公判期日決定のオルドナンスは、書記官長により直ちに以下に通知される。

- 1° コンセイユ・デタに関する1973年1月12日調整法第93条 § 5 に定める  
調査部構成員
- 2° フラマン政府
- 3° 指名市長

調査書は、呼出状に添付される。当事者およびその弁護人は、首席院長または院長のオルドナンスで指定された期間内に書記局で事件書類を閲覧することができる。

コンセイユ・デタに関する1973年1月12日調整法第93条 § 5 I 項、第95条 § 2 から4、第97条Ⅲ項は、本条の定める手続に適用される。

同調整法第21条Ⅳ項、第21条の2、第30条 § 3 は、適用されない。

§ 6. 指名市長が、§ 5 I 項に定める期間内に訴状を提出しないとき、またはコンセイユ・デタ行政訴訟部総会が拒否決定を認容するとき、拒否決定は確定する。コミュニケーション議会は、新たな推薦行為を投票により行うために、拒否決定の確定した日から30日の期間を有する。

§ 7. コンセイユ・デタ行政訴訟部総会が任命拒否決定を破棄するとき、その判決により指名市長の最終的任命、および第15条 § 2 に定める手続きに従い書記として選出された場合には書記への就任、が確定する。

§ 8. 本条に定められていない事項については、コンセイユ・デタに関する1973年1月12日調整法およびコンセイユ・デタ行政訴訟部での手続を定める1948年8月23日摂政のアレテが適用される。」\*23

#### 参考

2012年7月19日特別法第7条

「本法発行前の任命拒否決定の単なる存在は、第4条所定の手続きに従い指名市長の任命拒否を正当化するために援用されることができない。」

以上の条文を読めば分かることだが、コンセイユ・デタ行政訴訟部総会にセンシティブな言語問題の解決を委ねた立法者は、法的な解決が可能となるよう念入りの工夫を凝らしている。ただ、率直に評価すれば、国家改革を行った政治家達は自分達だけでは「問題の核心－言語的便宜に関する解釈の対立解消－」を政治的に解決することができなかつたので、解決をコンセイユ・デタに委ねるといふ「間接的な解決策」で満足することにしたのである。ただ、今回は単なる責任回避ではないように思われる…。

従来、市長の任命は、コミューン議会の投票による提案に基づいて、国王により行われてきたが、2001年の第5次国家改革により国王に代わって地域圏政府が任命することになった。

今回の手続から、この「推薦投票が法的効力を持つ」ことになった。指名された者は、「指名市長」の資格を得て、まだ任命されていないのに、市長の職務を行使できる (§ 1)。市民のための行政サービスは、一時たりとも停滞してはならないからである。指名の伝達を受けたフラマン政府は、任命を受け入れるか拒否するかを決定するのに60日の期間を与えられる (§ 2)。

つまり、フラマン政府は最終的任命に関して評価権を持つのである。ただし、60日の期限が付されているので、かつてのように、その意のままに決定を凍結することはもはやできなくなった。この点は重要である。次に、フラマン政府が任命を行ったり、期間内に何らの決定もしないときには、指名市長は最終的に任命される（§ 3）。任命を拒否する場合には、フラマン政府は指名市長や CONSEILYU・DETA 行政訴訟部総会などにこの決定を通知する（§ 4）。任命拒否の通知を受けた指名市長は、CONSEILYU・DETA 行政訴訟部総会に訴状を提出するために30日の期間を与えられる。CONSEILYU・DETA 行政訴訟部総会は訴状提出から90日以内に判決を下す（§ 5）。この期間内に訴状を提出しないとき、拒否決定は確定する。ここでも期限が付されているので、指名市長が故意に訴訟遅延を図って政治的危機を引き起こすことはできなくなった。CONSEILYU・DETA 行政訴訟部総会がフラマン政府の任命拒否決定を認容すると、この任命拒否は確定する。コミューン議会は他の市長候補を推薦するために30日の期間を付与される。フラマン政府は、推薦を受けたが任命されなかった者をコミューン議会が同じ立法期間中に再び推薦することを禁じている<sup>\*24</sup>。従って、各当事者がその立場に固執して推薦、任命拒否を延々と繰り返す愚を避けることができるようになった（§ 6）。CONSEILYU・DETA 行政訴訟部総会が任命拒否決定を破棄すると、この判決により指名市長の最終的任命が確定する（§ 7）。

CONSEILYU・DETA 行政訴訟部総会は、言語的に同数（半分がフランス語系、もう半分がオランダ語系）の裁判官からなる。定足数は、裁判長を含めて8名を下回ってはならない。裁判長は事件毎に言語的に交代する。判断が分かれ賛否同数のときには、院長が決定権を持つ<sup>\*25</sup>。

以上の新手術には、いくつかの特徴がある。

①フラマン政府の拒否決定は、当該指名市長だけでなく CONSEILYU・DETA 行政訴訟部総会等に必ず通知されなくてはならない。拒否決定を争う指名市

長は、訴状 *mémoire* を提出するだけで良い。拒否決定はコンセイユ・デタへの提訴に至る1つの段階として理解されている。また、フラマン政府の拒否決定に付される理由は、法的問題にも時宜性の問題にも基づくことができる。評価権を持つものだからこれは当然と言える。ただ、新コミュン法第7条は、任命拒否決定は以前の拒否の単なる存在に基づくことができないと定めている。

②新法の一の特徴は、周辺コミュンの市長任命拒否問題というデリケートな事件を担当する裁判機関が、コンセイユ・デタ行政訴訟部総会だという点である。院長の事案毎の交代や裁判官の構成についても報告書を作成する2名の調査官についても「言語的均衡」の観点から注意が払われている。つまり、ベルギーの2つの言語共同体が双方共に支配することのない、言語的に公平な裁判機関が念頭に置かれている。また、裁判官の判断が分かれば可否同数のときには、院長が決定権を有するから<sup>\*26</sup>、ベルギーの悪弊であった問題の塩漬け *blocage* や先送りから抜け出し<sup>\*27</sup>、解決すべき問題に公平な観点から法的解決が与えられ得る。

③コンセイユ・デタ行政訴訟部総会が市長任命拒否決定を破棄するとき、判決は問題の行政処分を取り消すだけに留まらず（普通の訴訟であれば、判決はここまでだが）、指名市長の最終的任命に至るのである。また、拒否決定を認容するとき、これも確定する。市長に指名された者は、次の選挙前には市長に任命されることはなく<sup>\*28</sup>、コミュン議会は30日以内に新たな推薦投票をしなければならない。

さて、以上の新しき法を定めた法は、特別法である。つまり、憲法第4条最終項に定められた多数（①定足数＝各言語グループの過半数の出席、②多数＝各言語グループの有効投票の3分の2の賛成、つまり、言語グループそれぞれの賛成を必要とする憲法改正よりも厳格な要件）で定められている。これを改正するには同じ特別多数を必要とするから、新たな保証が与えられ

た<sup>\*29</sup>と評価できる。要するに、第6次国家改革の当事者は、この制度を安定したものにしようとしたのである。憲法第160条Ⅲ項は、コンセイユ・デタ行政訴訟部総会の新権限に言及し、その権限は第4条最終項の特別多数によらなければ改正できないとした。

上記の検討から、国家改革を担当した政治家達の周辺コミューンの市長任命問題を解決できるものにしたいとの強い意図を見て取れる。必ず法的解決に至る「巧みな」<sup>\*30</sup>手続が定められたと評価したい。それだけに、今後のコンセイユ・デタの任務は大変重要だということになる。

## 2. 新制度の実施に関わる判決の検討

この新たな周辺コミューンの市長任命手続に基づきなされたコンセイユ・デタへの訴えに関する法的問題を下された判決を手掛かりとして検討する。

Ⅲの事実の概要（1）で見たように、2012年10月14日のコミューン選挙後、フラマン内相は、Kraainem および Linkebeek、Wezembeek-Oppem の指名市長の任命を拒否した（2013年3月25日）。3名の非任命市長は任命拒否の取り消しを求めてコンセイユ・デタ行政訴訟部総会に提訴した（同月26日）。コンセイユ・デタ行政訴訟部総会は、上記提訴に関して、憲法裁判所に対し問題の市長任命手続の合憲性について「前提問題」を移送した。

憲法裁判所は、上記提訴に先立ち、2012年7月19日特別法の取り消しの訴えを受けていたので、これについて判断し、続いてコンセイユ・デタから移送された前提問題にも判断を下した。

### a) 憲法裁判所2014年4月3日判決 no. 57/2014

2012年7月19日特別法の取り消しの訴えは、周辺コミューンの住民ではない者が、「次回のコミューン選挙の候補者として」、「指名市長」の特別の資格を得られないことおよび訴えられた規定が周辺コミューンの候補者にコンセイユ・デタでの特別手続を付与していることが「異なる取扱い」であり、

憲法第10条および第11条の平等原則違反などと主張して<sup>\*31</sup>、行ったものである。

憲法裁が、この問題を解決するために述べた理由の本質的な部分は、自らの権限の限界についてであった。憲法裁は、「憲法制定権者自身の選択による異なる取扱いなし基本権の制限について判断する権限がない」<sup>\*32</sup>と述べた。続けて、「この選択は憲法の法文から原則として出てくるものでなければならぬが、法律の制定作業がこの場合にはこの選択に関する明確さを示すに十分である。上記引用の敷衍から明らかに indéniablement 分かることおよびこのことが否定されていないことから、憲法制定権者は、憲法第160条の改正と同日に発効したコンセイユ・デタ行政訴訟部総会に関する規定について知っていただけでなく、更にそこから生じる選択を自らのものともしていた。」<sup>\*33</sup>と判断した。

憲法裁は、法律の制定作業を重視した。つまり、憲法制定権者自身の選択は、憲法の法文の中に明らかに表明されていなかったからである。この意図がはっきりと現れるのは憲法改正を行った国会の立法作業においてである。上院では、以下の指摘がなされていた。

「本憲法改正提案は、(コンセイユ・デタ行政訴訟部総会に新たな権限を委ねる法律提案と) 一体のものとして読まれなければならない。この2つの提案は、実際のところ同一の意図から生じている。この提案から生まれる法律は、提案された憲法新規定により強固なものとされる。…提案された憲法法文は、憲法制定権者が立法者によってなされた選択に対し同意を与えており、従って、他の憲法原則はこの選択に反対するものではないということになる。」<sup>\*34</sup>

憲法裁判所は、以上のように、「憲法制定権者の選択」を憲法に照らして判断する権限がないと判断して<sup>\*35</sup>、訴えを退けた。要するに、周辺コミュニケーションの市長任命手続きを定める2012年7月19日特別法の合憲性は事実上容認さ



れたのである。

b) 憲法裁判所2014年4月3日判決 no. 58/2014

コンセイユ・デタ行政訴訟部総会が前提問題として憲法裁判所の判断を求めたのは2点であった。

1° 新コミューン法第13条の2が、憲法第10条および第11条の平等および無差別原則に反するかどうか。

2° 2012年7月19日特別法第7条が、同様に平等原則に反するかどうか。

第1点について、憲法裁は、前記憲法裁判決と同一の理由で、すなわち「憲法制定権者の選択」を援用して、それを憲法に照らして判断する権限を持たないと宣言して、問題の規定を事実上合憲と認めた<sup>\*36</sup>。

第2点について、憲法裁は、「任命権者の評価権を制限する規定は、コンセイユ・デタ行政訴訟部総会の新権限および審議態様を規律するものではなく、憲法制定権者の選択に基づくものではない。従って、本裁判所は、この規定を憲法に照らして統制する権限を有する。

原則として、本案の裁判官 *juge a quo* に適用する規定を解釈する権限がある。それは、問題の規定の明らかに間違っ了解釈を留保してのことである。

上記引用の制定作業から、問題の経過規定（第7条）は専ら本特別法発効前の任命拒否に関わるものであり、それ故、《拒否決定の単なる存在》はそれだけでは指名市長の任命拒否を正当化するに十分ではない。<sup>\*37</sup>と述べた。しかし、続けて、「特別法発効前の（市長）候補者の行動 *comportement* は、たとえ、その者が明らかにこれに固執している時に、拒否を正当化するこの行動が現在も続いておりかつ（問題とするに）適切なもの *toujours actuel et pertinent* であっても、考慮に入れることができない」とする解釈は間違っているとの留保をつけた<sup>\*38</sup>。そして、前提問題に回答する必要がないとした。

以上の憲法裁判所の判断を受けて、コンセイユ・デタ行政訴訟部総会は2014年6月20日に3名の非任命市長の訴えに判断を下した。

a) コンセイユ・デタ行政訴訟部総会2014年6月20日判決 no. 227. 777

Wezembeek-Oppem の François Van Hoobrouck d'Aspre 指名市長による任命拒否取り消しの訴えについて、総会は、「原告の場合には、しかしながら、訴えられたアレテの場合による破棄はもはや原告を市長として最終的に任命するに至らないことを確認しなければならない。原告がこの任務に推薦された期間はこの間に満了しており、任命を受ける条件を満たしていないからである。」<sup>\*39</sup>と判断して、訴えの利益 *intérêt actuel* がないと指摘し、訴えを却下した。

b) コンセイユ・デタ行政訴訟部総会2014年6月20日判決 no. 227. 775

Kraainem の Véronique Caprasse 指名市長による任命拒否取り消しの訴えについて、総会は、「…訴えられたアレテからは、原告が、事実において、上級権力の指令を無視したことにはならない。アレテは、…具体的に確認された如何なる行為の懈怠にも言及していない。」<sup>\*40</sup>と確認し、アレテは、「この限りで適切な実質的根拠を欠いている」<sup>\*41</sup>と判断して、任命拒否決定を破棄した。

新コミューン法第13条の2、§ 7によれば、この破棄判決は、カプラスの自動的な市長任命を意味する。彼女は、7月9日にブラバン・フラマン州知事の前で宣誓し、最終的に市長に任命された<sup>\*42</sup>。

c) コンセイユ・デタ行政訴訟部総会2014年6月20日判決 no. 227. 776

Linkebeek の Damien Thiéry 指名市長による任命拒否取り消しの訴えについて、総会は、原告が、2012年10月14日のコミューン選挙のための投票所入場券をフランス語で送付する決定に関与したこと<sup>\*43</sup>およびこれをオランダ語で送付するようにとのフラマン政府の指令 *instruction* を無視したこと<sup>\*44</sup>を確認した上で、フラマン政府が原告を信頼できないとした評価を容認して<sup>\*45</sup>、原告の請求を棄却した。

本案についてのコンセイユ・デタの判断は以上であるが、関心を惹くのは

後二者の判決で述べられたほぼ同一の「傍論」である。ここでコンセイユ・デタは言語的便宜についてその新たな解釈を展開したのである。この傍論は判決の結論にとって必要かと問われれば、疑問もある。では、なぜコンセイユ・デタ行政訴訟部総会は傍論で取って自説を展開したのであろうか。

思うに、第6次国家改革では市長任命問題の核心である言語的便宜について明快な解決を与える事が出来なかったことがその理由である。国民の代表である国会が本来ならば対応すべきなのであるが、2つの言語共同体を対立させかねない重大でセンシティブな問題が横たわっているので、簡単には国会は手を出せない状況にある。だが、真っ向から対立する言語的便宜の解釈をいつまでも放置し、問題を解決しなければ、結局のところ言語少数者の権利や利益が保護されないことになるから、判断の機会を得たコンセイユ・デタが積極的な救済に乗り出したと見るべきなのであろう。筆者は、この意味においてコンセイユ・デタ行政訴訟部総会の姿勢を評価し、支持するものである。

では、傍論での言語立法の新たな解釈について詳しく見てみよう。

フラマン政府が、Linkebeek の Damien Thiéry と Kraainem の Véronique Caprasse の両指名市長の任命拒否をしたのは、彼らが言語使用に関するフラマンの通達を適用するつもりがないと述べたこと（それは言語立法を尊重しない彼らの意思を示すものである）および2006年のコミューン選挙以降、投票所入場券の発送およびコミューン議会の開催において言語立法に故意に違反したことなどが理由である。それ故、彼らは政府の代表および信頼する者として活動するのに必要とされる資質 *qualités* と意欲 *autorité morale* に欠けると判断されたのである<sup>\*46</sup>。

コンセイユ・デタは、2つの事件において、まず、フラマン政府の法律解釈権について検討し、以下のように述べた。すなわち、

「その権力の行使、就中通常の後見監督権の行使または市長の任命のため

のもの、において、地域圏政府は、共同体および連邦の立法を解釈するように導かれる。1966年7月18日に調整された行政事項に関する言語使用を定める法律の解釈をしたという事実は、それ故被告に対して非難されることができない。」(ティエリー事件、considerant 13)

「連邦法を尊重しつつ、この法的規定の解釈が必要であるなら、フラマン地域圏は、それらを解釈することができる。行政事項に関する言語使用を定める法律の解釈をしたという事実は、それ故被告に対して非難されることができない。

憲法第84条が、法律の有権解釈は法律のみをもって行うと定めている事情は、このことをいささかも変更するものではない。そのような解釈がこの場合には欠けているからである。」(カプラス事件、considerant 14. 1)

つまり、フラマン政府が、言語使用に関する連邦法を解釈したという事実それ自体は非難に値しないとコンセイユ・デタは判断した。何故なら、権限行使に際して法の解釈は避けることができないからである。

次に、コンセイユ・デタは、フラマン政府が解釈により法律に我々が既知知っている有効範囲(ペータースの通達によるもの)を付与することができるかどうかについて検討した。これこそが問題の中心である。何故なら、任命拒否は、1966年調整法のフラマン政府による解釈に反したことが根拠だからである。コンセイユ・デタ行政訴訟部総会は、議論がある法規定の解釈の有効範囲を自ら判断すべきと考えたからである。

コンセイユ・デタは、以下のように述べた。すなわち、

「周辺コミューンに居住し、コミューン当局との関係においてフランス語の使用を望んでいる者の権利の解釈は、これらのコミューンでのオランダ語の優位およびオランダ語地域の単一言語性を確立することに常にあった憲法制定者と特別法立法者の意思と両立されねばならない。つまり、周辺コミューンの個人にコミューン当局との関係においてフランス語を使用することを認

めることによってである。この単一言語主義とこのように認められた言語的便宜を両立させるには、従って、存在する利害の間の公正な均衡を必要とする。

この文脈において、一方で、原告により主張されたこれらの権利の拡大解釈、それによれば、1度フランス語の使用を求めた個人は、新たにフランス語の文書を自動的に受け取り、その後はずっとそう処理されるとするもの、はこの優位と両立しない。他方で、当事者に対しフランス語の使用の恩恵に浴したいと望むなら毎回特別の手続きを要求するフラマン政府により主張される解釈は、前記引用の法律の第25条および第26条、第28条に保障されている権利を過度に *de manière disproportionnée* 制限するものである。

これらの2つの解釈は、従って、法に反している。

オランダ語単一言語地域におけるオランダ語の優位と上記引用の第25条および第26条、第28条の周辺コミューンの個人に保障された権利を同時に尊重するために、一時的な口頭での接触時にまたはある特定の文書に関する個人の特別な要求、これはいつでも可能なのだが、がなければ、コミューン当局は保有する個人の言語に関する知識に従わなければならない。またしかしながら、個人は合理的な一定の間隔でフランス語での応答希望を行政に認識されるよう伝えねばならないと考えねばならない。コミューン当局はこの選択に従わねばならない。それを当局は個人がこの目的のためにコミューンに送付するまたは届ける書面という手段でしか知ることができない。この選択は、合理的な期間、つまりコミューン当局に宛てられた書面の受領または届出から4年の間、適用される。この4年の期間満了後、個人は毎回新たな4年の期間のために、コミューン行政宛の書面でその選択を更新することができる。コミューン行政は毎回直ちに当該個人に対して書面の受領証明書または届出受理書を送付しなければならない。」（ティエリー事件、*considérant* 13、12項-15項；カプラス事件、*considérant* 15. 2、12項-15項）

コンセイユ・デタは、「利害の公正な均衡」の追究を掲げて検討した結果、言語立法の解釈に関する2つの考え方、一方は文書を受け取る度にその翻訳を請求するように要求するもの、他方は言語の選択を1度届ければ期限なく通用するとするもの、のどちらも「法に反している」とはっきりと断罪した。ここに至って、ペータースの通達の息がはっきりと絶たれた。その上で、そこに留まることなく、言語法の新たな解釈を展開したのである。つまり、周辺コミュニケーションではフランス語による対応を受けたいとの個人の選択は、「合理的な期間」、つまり4年間、通用する。この期間満了後、改めて選択をすればまた4年間尊重されることになるとする解釈である。

最初に受ける印象は、双方の解釈を足して2で割ったような判決だということである。単一言語地域でのオランダ語の優位と調整法が個人に保障する権利を同時に尊重するという難しい課題を突き付けられたので、双方の解釈に法的な問題点があると断罪した上で、法的には弱みを抱える双方が納得しうる妥協的な解決を提示している。言わば、双方を立てる苦肉の策であるが、双方にとってセンシティブな争いを収めるにはこれ以上の妙案はなかろうから、コンセイユ・デタの追究する「公正な均衡」は取られているので、ここまではよしとしよう。もっと言えば、法的問題を語りながら、何よりも政治的均衡を追究した<sup>\*47</sup>ということになろうか。しかし、どういう根拠や検討から「合理的期間 = 4年」との判断に至ったのか、いきなりの結論で、説明が全くない<sup>\*48</sup>。裁判所の姿勢として筆者には理解できないところである。

しかし、兎にも角にも、判断の仕方はどうであれ、コンセイユ・デタ行政訴訟部総会は難題を解決して見せたのである。この意味で第6次国家改革は1つの目的を達成したので、成功であったと評価すべきなのであろう<sup>\*49</sup>。

## V. 事実の概要（2） コンセイユ・デタ判決後の市長任命拒否問題の展開 （2014年9月から2015年12月まで）

### 1. 事実の概要確認

2014年09月01日 フラマン内相ホームانس Liesbeth Homans (N-VA)、判決を受けてティエリーの任命拒否

09月29日 ティエリー、任命拒否決定の取消しを求めコンセイユ・デタに提訴

12月18日 コンセイユ・デタ、ティエリーの訴え棄却、ティエリーの被任命資格ないことが明らかに（2回目の棄却、敗訴）

判決を受け、内相は、コミューン議会に新たな市長候補推薦を求めた（新手順では、別の新しい候補を推薦しなければならないから）。

2015年02月02日 コミューン議会ティエリーを市長職執行者 *bourgmestre faisant fonction* に指名

05月03日 ブラバン・フラマン州知事、ティエリー以外の市長候補を推薦するよう文書で要請

05月04日 コミューン議会、ティエリーを再度市長職執行者に指名

06月30日 コミューン議会、5月4日の決定を再確認

07月14日 内相、政府監視官派遣決定

09月07日 内相、ティエリーと会談。法的・政治的に任命不可能を説明

コミューン議会に政府監視官派遣。改めてティエリー以外の人物の推薦を求めた。

コミューン議会、推薦せず。

09月17日 内相、ティエリーと同じ名簿から個人得票第2位の助役ゲキエール (Yves Ghequiere) を市長に任命する意向表明。ゲキエール、ティエリーと相談の上拒絶。

10月04日 内相、野党のオランダ語系議員から市長を任命。

10月05日 新市長宣誓。コミューン議会で仏語系多数派議員 5 名退室。  
定足数を満たさなくなり散会。

10月26日 フランス語系多数派議員、市長に辞職求めるも拒否され、  
13名全員辞職。

11月09日 市長辞職再度要求、拒否。12月13日に欠員補充選挙実施決  
定

11月15日 市長、フランス語系多数派議員の協力を得られず、辞職

12月13日 欠員補充選挙実施

次回コミューン議会開催は75日後、2016年2月29日と決定。それまで  
は市長候補の指名なし。辞職した市長が「事務管理」を行うものと思  
われる。

(以上の概要は、La Libre Belgique 紙、Le Soir 紙、Le Vif 紙、TV 局 RTBF  
及び RTL のニュースなどにより筆者が作成)

2014年6月のコンセイユ・デタ判決を受けて、フラマン内相ホームスは、  
ティエリーのリンクバーク市長任命を拒否した(9月1日)。ティエリーは  
この任命拒否の取り消しを求めて再びコンセイユ・デタに提訴し(9月29日)、  
コンセイユ・デタはティエリーの訴えを棄却した(12月18日)。

## 2. コンセイユ・デタ判決 (no. 229. 602)

コンセイユ・デタ行政訴訟部総会は、次のように判断した。

2005年7月15日のコミューン・デクレ第59条 § 1<sup>er</sup> の 2 は、任命されな  
かった市長候補が任命されるためには、「新たな事実」と「新たな根拠」を  
必要とすると条件を付している (considérant 8)。フラマン政府は市長の任  
命について大幅な評価権を有しており、関係者の資質と保証に関して重大な  
疑いがあるとき、任命を拒否できる (considérant 10)。原告ティエリーはコ



ンセイユ・デタの解釈を尊重し、フラマン政府の指令に従う旨意思表示しているが、被告は「指名市長の新たな‘意図’は過去においてなした行為により重大に裏切った信頼を回復する性質のものではない」との結論に達している（*considérant 11*）。フラマン政府は、任命拒否決定で3つの理由、リンクパークのコミューン執行部の一員として、言語立法に反して、2012年のコミューン選挙の投票所入場券を送付したこと、コミューンの広報誌を偏向した政治目的のために利用したこと、リンクパークのコミューン議会の審議で、新たな言語立法違反である、フランス語の使用に対して全く反対しなかったこと、を挙げていたが、原告は後二者については反論していない。この2つの理由だけで任命拒否の十分な理由となり得るものである。従って、任命拒否決定を破棄することはできない（*considérant 12*）。

また、2014年6月20判決で示したように、市長として任命されるに必要な資質と意欲を持たない者の市長任命を拒否する可能性をフラマン政府が持つということは、過度のもの（*disproportionné* 比例原則に反している）とは考えられない。コンセイユ・デタは本事案で異なる判断をする理由がない（*considérant 17*）。

このように、ティエリーは、2度もコンセイユ・デタにより、その任命拒否決定取り消しの訴えを棄却された。これにより、彼の主張は法的には根拠がなく、被任命資格を持たないことが明確になった。従って、もはや彼にはベルギー国内において法的に採るべき方法がない（欧州人権裁判所に訴えるという手もあるが、判決までには少なくとも数年かかり、仮に勝訴してもその時には任期が満了してしよう）。

### 3. 判決後の動き

敗訴したティエリーは、「（フラマン政府は）いずれにしても8年前から、大多数が私に投票した住民の意思を無視している。」<sup>\*50</sup>と述べ、政治的な闘

いを模索する態度を見せた<sup>\*51</sup>。これは、表面的には強気だが、ティエリーは他に採るべき手段がない苦境（本音）を自ら吐露してしまっていると見るべきであろう。

その後、フラマン内相は、実に辛抱強く、計3回繰り返して、ティエリー以外の市長候補を推薦するように促した。2015年夏のヴァカンス開きの最初のコミューン議会に政府監視官 *commissaire du gouvernement* を派遣<sup>\*52</sup>して、強く促したが、コミューン議会フランス語系多数派は、これを事実上拒否する態度に出た（9月7日）。実は、内相はこの日ティエリーと会って、1時間かけて任命不可能な理由を説明してもらったのである<sup>\*53</sup>。

そこで、内相は、リンクベークの政治情勢を尊重して、ティエリーと同じ選挙名簿から第2位の個人得票 *voix de préférence* を獲得した独立諸派の現助役イヴ・ゲキエール *Yves Ghequiere* を市長に任命することにしたが、本人に拒否されてしまった（同月17日）<sup>\*54</sup>。内相の対応は、非常に現実的で、穏当なものと言えよう。法的に任命不可能なティエリーと同じ多数派に属し、第2位の個人得票をした者を市長に任命しようというのであるから、現地の政治情勢（選挙で示された民意）を考慮した上で、しかも多数派に十分配慮した妥協案である。しかし、これをティエリーおよびフランス語系多数派は受け入れなかったのである。反対に、ティエリーは「ホームンスからの侵略」と論評し、「私の与党グループを分断しようとした。」<sup>\*55</sup>と非難した。MRなどフランス語系諸政党は直ぐにティエリー支持を打ち出し、CDHはこれを内相が所属するN-VAの非民主的攻撃と非難した<sup>\*56</sup>。そして、コミューン議会フランス語系多数派は、満場一致でホームンス内相に協力しないと決定したのである（同月21日）<sup>\*57</sup>。

内相は、これを受けて、「とても失望した。リンクベークには解決策を見付けようとする如何なる意図もなく、この問題を解決しようともしていない。」と述べ、続けて「コミューンは、法的にはコンセイユ・デタの判決後

新たな推薦をするために30日の期間を有するが、我々は90日も与えた。」と指摘し、判決を尊重せず、加えて新たな市長任命手続を定めた規定も守ろうとしないリンクパークのフランス語系多数派のあり方を「法治国に値しない」と評し、次の段階へ移ることを示唆した（同月22日）<sup>\*58</sup>。

直ぐに、内相の示唆の意味が明らかになった。オランダ語系野党議員を市長に任命するとの情報が流れ（10月4日）、実際に Eric De Bruycker が任命された（同月5日）。彼は、コミューン議会で15議席中2議席しか有しない Prolink というフラマン語系少数派に所属し、選挙では168票の個人得票しかしていない人物であった。因みに、トップ当選のティエリーは1,232票の個人得票をしていた。このことからすれば、選挙民の多くが市長ポストに望んだ人ではないことははっきりしていた。彼には民主的正統性もなければ、議会に多数派も持たなかった。加えて市長の経験不足などからコミューンの運営が重大な脅威を受けると思われた<sup>\*59</sup>。フランス語系諸政党が一斉に反発し<sup>\*60</sup>、ティエリーは、任命をスキャンダルで非民主的だとした<sup>\*61</sup>。新聞でも疑問が投げ掛けられ、批判がなされた<sup>\*62</sup>。ソワール紙の論説は、「デモクラシーへのクー・デター」とまで言い切った<sup>\*63</sup>。

その後、コミューン議会のフランス語系多数派議員は、市長の辞職を要求したが、断られたため、13名全員が辞職した（同月26日）。市長は、フランス語系多数派の協力を得られず、コミューンの運営が事実上不可能なため、辞職（11月15日）。議会の欠員補充選挙が実施された（12月13日）。

#### 4. 小括

以上の経緯からして、フラマン内相は、第6次国家改革により新たに定められた周辺コミューンの市長任命手続に関する「法」に基づき、実に粘り強く穏当な対応を取ったことが分かる。何度も要請を無視されたにも拘わらず、同じ党派から2番目の人物を任命するという現実的で柔軟な妥協案も提示し

たのに、これを拒絶したのは、他ならぬティエリーとそのフランス語系多数派なのである。だから、後見監督権があるからといって、内相は最初からフランス語系を排除しようとして、いきなりオランダ語系のしかも野党議員を選ぼうとした訳ではないのである。

これに反して、コンセイユ・デタの判決以後、「法」からすればティエリーは被任命資格がないことは明白であるのに、彼を市長候補として推薦し続けたのはコミューン議会フランス語系多数派であり、これを率いるティエリーなのである。従って、リンクベークでは、ティエリーこそが「法」への挑戦を故意に行っている者だということが分かる。

## VI. 憲法学者の評価

この状況をフランス語系の憲法学者はどのように見たらうか。

リエージュ大学法学部教授 Christian Behrendt (憲法学) は、野党議員の市長任命に関して、「コンセイユ・デタがその判決でティエリー氏は任命されるべき人ではないと判断したのは明らかである。ティエリー氏はコンセイユ・デタで2度負けたのだから。この時以来、その他の候補が断った事実を考慮して、大臣は、更に他の人、もし必要なら、場合によっては、(議会)少数派に接触することができる。というのは、コミューンには市長がいなくてはならないからである。そして、もし多数派がティエリー氏を徹底して推薦することに固執するなら、野党メンバーの指名について大臣を弁護しうる状態に導くことになる。」<sup>\*64</sup>と述べ、また「この決定はそれ自体驚きではない。ホームンスがそのようなイニシアティブを取ることは分かっていた。…法的に見れば、内務相として、各コミューンに市長がいることに注意する責任があることを自覚して、市長の任命を得ようとするのを非難するのはかなり困難に思える。」<sup>\*65</sup>と結論づけた。

ルーヴァン・カトリック大学法学部教授 Marc Verdussen (憲法学) は、

ティエリーについて「どのように彼が（現在の状況から）抜け出すことができるのか分からない。」と述べる。法的には、コンセイユ・デタの判決への可能な訴えは存在しないから、ティエリーにとって、物語は終わっていると指摘する\*<sup>66</sup>。また、内相はティエリーに市長職を事実上行使させることができなかつたのかとの問いに、「それは困難だった。『法の大原則が存在している。』それは、公役務の継続性の原則である。空白のポストは満たされなければならない。」\*<sup>67</sup>と答えた。

ブリュッセル自由大学法学部教授 Marc Uyttendaele（憲法学）は、「コミューン議会が彼を任命することはできないと知りつつ、彼がいる状態を作り出したのはダミアン・ティエリーである」\*<sup>68</sup>と手厳しく指摘する。また、その投稿において、「恐らく、フランス語系政治責任者に対して、第6次国家改革の時に、今日彼らとその結果に異議を申し立てている手続の基礎を定めたのは彼らだと思ひ出させなくてはならないのだろう。恐らく、法律および既判力の尊重を前提とする法治国なしに民主主義はありえないと思ひ出させなくてはならないのだろう。…（内相は）ティエリーを市長に任命することが法的に不可能だと…確認したので、彼の同僚の1人に働き掛けた。そして、正にこの時にデモクラシー的機構が故障した。コミューン議会多数派議員の誰も市長職を引き受けようとしなかつた。このことが大臣を他の解決策…を見付けるように導いたのである。コミューン多数派が統治しないのは、彼らがそれを決めたからであり、フラマン政府が（規範から）逸脱したからではない。…こうして、リンクバークの住民は、デモクラシーの論理がそれを求めているのに、司法の判決に従わない多数派の強情の犠牲者となった。」\*<sup>69</sup>と述べている。

フランス語系の主要な大学の憲法学者が揃って、ティエリーに対して批判的であり、コンセイユ・デタの判決を受けて市長任命拒否問題は法的には決着したと判断している。

これに対して、現在連邦では野党である CDH の下院議員であり、ルーヴァン・カトリック大学法学部元憲法学教授の Francis Delpérée は、「コンセイユ・デタは疑いなく判決を下した。…そこから、ホーマンス（内相）は正しいと言える。ただ、そこに私が踏み出さない一歩がある。法はデモクラシーを基礎付けるためにそこにあり、その最も本質的な要素について異議を申し立てるためではない。」\*70 と内相の対応にニュアンスのある反対の立場を取っている。野党議員の立場からすれば、憲法学者としては内相の法的な正しさを認めながらも、このような物言いになるのであろう。

このように、フランス語系の著名な憲法学者全員が、法的にはフラマン内相の対応が正しいと認めているのである。従って、法的には完全に決着がついたと理解すべきである。

## VII. 結論

結論の前に、いくつかの関連する事柄について触れておきたい。

(1) 12月13日の選挙結果について ベルギーでは「義務投票制」が採用されており、リンクベークでは、過去4回のコミューン選挙（'94, '00, '06, '12）での平均投票率は、89.6%であったが、今回は84.6%で、いつもより5%低い。平均白票・無効票率は4.02%であったが、今回は13.8%で、辞職せず選挙に参加しなかったオランダ語系野党 Prolink が白票投票を呼びかけたことを考慮に入れても、かなりの高さである。ティエリーの率いる「選挙名簿リンクベーク」は得票率93.3%（獲得票数2,103票、前回の2,314票からすると-9.5%）、「選挙名簿右派 La Droite」の得票率は6.6%であった。個人得票は、ティエリーが前回1,232票から1,200票へ微減、ゲキエールが前回520票から958票へほぼ倍増した。この結果、名簿リンクベークが、補充13議席を独占することとなった（議員には数名の入れ替わりがあった）\*71。元々名簿右派には4名の候補者しか載せられていなかったもので、仮に勝利したと

しても4名の議員しか出せず、選挙をしても議会の大勢そのものには何ら変化がないことが初めから分かっていた。棄権が多かったのも、その理由の一つはこれである。いずれにしても、棄権したり、白票や無効票を投じた者の中には少なからずの批判的な人々がいたと想像するに難くない。投票所入場券に関する絶えざる言語使用の問題にうんざりしている人達も含まれよう。ゲキエールの個人得票がほぼ倍増したのも、判決を前提にすれば、フランス語系多数派の中では彼以外にいないとの多数派に投票した選挙民の判断であろう。

先のことは分からないが、いずれにしても、ティエリーを推薦し続ける事は困難である。そして、結局ゲキエールが市長を引き受けることになるのであれば、フランス語系多数派はなぜ内相の妥協案（9月）を受け入れなかったのかとの重い問いに答えなくてはならなくなろう。それなりの費用も嵩むのに、何のための選挙だったのかとの問いも生じよう。

このように、フランス語系多数派、つまりティエリーの戦略には大局観および論理的一貫性に欠けるものがある。

(2) 連邦野党の反応について この任命拒否問題について、デモクラシーの否定と論難するフランス語系政党、特に野党の反応については、多分に「為にする議論」であると相当に割り引いて理解すべきである。憲法学者の1人が正しく指摘するように、第6次国家改革は正にフランス語系社会党PSのディ・ルポ政権の下で行われたものである。その1つの目的「共同体の平和」を達成するための、周辺コミュニオンの市長任命手続きであった筈である。彼らが制定した法がコンセイユ・デタ行政訴訟部総会によって、今、正しく解釈され、適用されようとしているのだから、現在連邦では野党であるからといって、例えば、前首相ディ・ルポ自身が掌を返したように批判する<sup>\*72</sup>のは如何なものかと思われる。雑誌Knackの記者は、「ディ・ルポは、デモクラシーの名の下に、国のルールと判決を尊重しない政策を擁護している。」<sup>\*73</sup>

と厳しく非難している。筆者の目には、PSは、長らく政権にあったけれどもこのように党利党略の態度が露わであり、是々非々の立場から国の将来を真剣に考える真っ当な政党ではないことを自ら明らかにしているように映る。

(3) フランス語系マスコミについて 全てとは言わないが、フランス語系マスコミも、フランス語系少数者が問題だから、単純に被害者だとの思い込みがあるのではなからうか。多くの記事は、そういったステレオ・タイプの視点から報道されているのではないかと思える。少なくとも問題の本質をよく見極めた上での記事ではないものが結構あると言わざるを得ない。

特に、Le Soir 紙の N-VA に対する態度はほとんど偏見的だと思われる。確かに、今回の新手続きを定めた法の採択では、当時連邦野党であった N-VA は反対した。しかし、時が移って連邦で与党となった上は、N-VA に所属してはいても、フラマン政府内務大臣として法を正しく適用するのは当然のことであって、この姿勢が揶揄されるいわれなどどこにもない。自分は反対したけれども、多数によって採択されたものを尊重し、それに従い、正しく適用することこそが「デモクラシー」に則っていると評価できよう。担当大臣が N-VA 所属だからこそ、任命拒否問題がややこしくなっているかのような印象を与えたいのかも知れないが、任命拒否は政党 N-VA が誕生するよりもずっと前から生じていたことを忘れてらしい。

(4) デモクラシーについて リンクベークでは、法上は少数者として保護されている者が、実は多数者であり、行政に関する最高裁判所であるコンセイユ・デタの判決を無視し、「法」に逆らい、しかもあろう事か「デモクラシー」を口実にして、自分たちの独自の見解を強引極まりないやり方で押し通そうとしているのである。非常に質が悪い事件である。選挙で示された「現地のデモクラシー」の尊重を声高に要求するけれど、筆者もまた、法が尊重される法治国でなければ、民主主義は存在しえないと警告したい。

さて、結論として、言語法については、第 6 次国家改革に基づき、コンセ



イユ・デタにより妥当な新解釈がなされて共同体の平和が追求されたが、リンクベークでは、一部のフランス語系話者こそが、緩和ないし解決しようと長年努力されてきた共同体問題の種をなお蒔き続けていると断罪しなければならない。

もし、ティエリーの目的がフランス語系住民の不便さや面倒臭さを解消するためであるなら、他のコミューンで行われているより穏便な方法でも目的達成のためには十分だった筈である。同じ周辺コミューンである Wemmel や Drogenbos では、それぞれ、投票所入場券はオランダ語のものが送付されるが、前者では投票所に入ればその場でフランス語版が受け取り、後者では入場券に非公式のフランス語版が添付されているのである<sup>\*74</sup>。ティエリーの態度からすれば、彼には尋常ではない「こだわり」（本当の目的）がある筈であるが、それが何かは誰にも分からない。いずれにしろ、彼のやり方は「法」に反すると宣告されてしまった。

因みに、投票所入場券の発送についての言語使用の問題よりも、もっと住民の日々の生活に密着した大事な問題が他にあって<sup>\*75</sup>、コミューン自治に携わる者としてはこちらにこそ全力を注ぐべきなのではないかと思うのは筆者だけであろうか。

2016年1月3日 擲筆

---

\* 1 La Libre Belgique du 13 déc. 2015, “Linkebeek: la liste LB de Damien Thiéry récupère 13 sièges”, RTBF du 13 déc. 2015, “Linkebeek: vote dans le calme, malgré une dizaine d’interpellations de membres du TAK” et “Elections à Linkebeek: la liste francophone obtient les 13 sièges”, RTL du 13 déc. 2015, “Élections communales à Linkebeek: la liste de Damien Thiéry plébiscitée” et “Elections à Linkebeek-Damien Thiéry pourra être légitimement présenté comme candidat bourgmestre, juge le MR”, Le Soir du 13 déc. 2015, “Scrutin partiel à Linkebeek sur fond de litige à propos de la nomination du bourgmestre” et Le Vif du 13 déc. 2015, “Linkebeek: large victoire de Damien Thiéry, “seul bourgmestre légitime”.

- \* 2 言語的便宜容認の歴史的経緯については、拙稿「ベルギーにおける言語的少数者保護」福大法学論叢47巻1号、2002年、40頁以下を参照されたい。Voir aussi WITTE (E) et VAN VELTHOVEN (H), *Les Querelles linguistiques en Belgique, Le point de vue historique*, Le Cri, 2011; WEERTS (S.), *LA LANGUE DE L'ETAT*, Bruylant, 2015, pp.373-497.
- \* 3 当初、言語地域の考え方は柔軟で、10年毎の言語調査によって変更されうるものであった。詳しくは前掲拙稿、pp. 56-57、注13および14を参照されたい。
- \* 4 3つの「一言語地域」、オランダ語地域、フランス語地域、ドイツ語地域、と1つの「二言語地域」、ブリュッセル二言語地域（オランダ語とフランス語の完全平等）、がそれぞれである。
- \* 5 行政事項における言語使用に関する1963年8月2日法。本法は後に1966年7月18日調整法に取り入れられ、一本の法律としてまとめられることになる。
- \* 6 UYTENDAELE (M.), *PRÉCIS DE DROIT CONSTITUTIONNEL BELGE*, Bruylant, 2005, p.1091.
- \* 7 「過渡的なもの」との理解には根拠がない訳ではない。1962年11月8日法の審議の際に、下院内務委員会では「行政領域における言語的便宜の法的制度は、過渡的（一時的）にしか義務的でない。これらの地域で採用される教育制度が成果を挙げれば、それは実際に意味がなくなろう。」とされていたからである。Voir Doc.parl.,Ch.Repr., 1961-62, no.194-23, p.3.
- \* 8 DOMENICHELLI (L.), *CONSTITUTION ET RÉGIME LINGUISTIQUE EN BELGIQUE ET AU CANADA*, Bruylant, 1999, p.82.
- \* 9 オランダ語地域のコミューン行政における言語使用に関する1997年12月16日の通達 BA-97/22。この他に、同様の通達が定められている。オランダ語地域のCPAS（社会扶助公共センター）における言語使用に関する1997年12月17日の通達（いわゆる Martens の通達、WEL-98/01, M.B., 27 mai 1998）やコミューン行政及びCPAS並びにコミューン間協力機構における言語使用に関する2005年7月8日の通達（いわゆる Keulen の通達、BA-05/03, M.B., 8 août 2005）。
- \* 10 BERX (C.) et RADERMECKER (C.), "Regards croisé sur les facilités linguistiques: proposition de synthèse des points de vue flamand et francophone", *La revue politique*, 1997, no.6, pp.11-13.
- \* 11 De SMET (F.), *PETIT GUIDE DE SURVIE EN BELGIQUE FÉDÉRALE*, Renaissance du Livre, 2015, p.54.
- \* 12 loc.cit.
- \* 13 loc.cit.
- \* 14 M.B., le 3 août 2001.
- \* 15 *Mémento 2012 [politologue]*, Kluwer, 2012, p.365 et s.

- \*16 つまり、オランダ語地域に位置する周辺コミュニケーションについてはフランドル地域圏の管轄となったから、その後見監督権の行使などについてフランス語系は影響力を行使することができなくなってしまったからである。極端な言い方をすれば、フランドル地域圏のなすがままに任せてしまったのである。思えば、言語境界の画定でフランドルのフランス語系は見捨てられ、この時点でまた、周辺コミュニケーションのフランス語系住民も「事実上見捨てられた」のである。
- \*17 この第5次国家改革について、筆者は以下のように評価している。すなわち、「…教育経費が原因で財政破綻に瀕したフランス共同体の懇請をきっかけに（国家改革が行われ）、…仏語系は共同体への交付金の増額を獲得し満足したが、その代償は大きく、フラマン語系に従来の願望成就の絶好の機会を与えることになった。…最大の勝利は、市町村および州に関する法律の地域圏権限化であった。…フラマン議会の支配下に置かれることで、仏語系少数者保護の特別の制度の下にあるブリュッセル周辺市町村および仏語系住民が脅かされることになったのである。」拙訳「16 ベルギー王国」阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』第四版、2009年、419頁。
- \*18 *La Libre Belgique* du 5 oct. 2015, “Edito: amnésie francophone (フランス語系の記憶喪失)” par Francis Van De Woestyne. 彼は鋭く指摘する。「2001年に天才的なフランス語系交渉者はコミュニケーション法の地域圏化及びブリュッセル地域圏議会でのフラマン人の加重代表、コミュニケーション議会におけるフラマン語系助役の自動的存在と引き替えに、フランス共同体の財政再建を得たのである。当時、彼らは勝利と考えた。だが、今日…フランス語系の先見の明のなさの代価を支払っているのである。」
- \*19 C.E., 23 déc. 2004, Commune de Kraainem, no.138.860; C.E., 23 déc. 2004, Grégoire, no.138.861; C.E., 23 déc. 2004, Commune de Linkebeek, no.138.862; C.E., 23 déc. 2004, Bolle, no.138.863; C.E., 23 déc. 2004, C.P.A.S. de Linkebeek, no.138.864. コンセイユ・デタは、「行政に対しオランダ語の代わりにフランス語を用いるように求める権利の必然的に制限的な解釈の文脈において、…通達に示された解釈は、…言語法第26条及び第28条所定の当事者の希望の法的概念と両立しうる。」と判断した (C.E., 23 déc. 2004, Commune de Kraainem, no.138.860, considérant 45., al. 8.)。
- \*20 フランドルで支持された任命拒否の背景には、非任命市長達が挑発と受け取られた象徴的な行為を繰り返したことがある。06年のコミュニケーション選挙だけでなく07年の連邦選挙でも投票所入場券をフランス語で送付したことに加え、彼らのコミュニケーションをブリュッセルと合併することを求める決議やフランス語で議事を進める権利を宣明する決議をしたりなどしたからである (DESTEXHE (A.), *LE MOUVEMENT FLAMAND EXPLIQUÉ AUX FRANCOPHONES*, Renaissance du livre, 2011, p.161.)。

非任命市長達は、コンセイユ・デタに任命拒否の取り消しの訴えを提起せずに、専ら政治の土俵で戦うことを選択した。訴えを提起すれば、当時は、オランダ語部によって審理され、負ける可能性が高いからであった (UYTTENDAELE (M.), “Communes périphériques”, (sous la Direction de UYTTENDAELE (M.) et VERDUSSEN (M.), *Dictionnaire de la Sixième Réforme de l'Etat*, Larcier, 2015, p.237.)。

- \*21 1963年5月生まれ。52歳。政治経歴・2000-06年リンクパーク公共事業担当助役、2006-15年リンクパーク非任命市長、2015年・リンクパーク第1助役(総務、財務など担当)、2006-10年ブラバン・フラマン州議会議員、2010年以降下院議員。所属政党・FDF から MR へ(2014年12月)。父親も1976-89年の間リンクパーク市長を務めた。
- \*22 フラマン政府の強硬さが増したのは、1つは、内相が Open VLD の Keulen から右派・民族主義政党である N-VA の Geert Bourgeois に交代したこと、2つは、第6次国家改革で周辺市長の任命問題について解決策が定められたにも拘わらず、直後にフランス語でまた投票所入場券を発送して故意にルールを無視したこと、にある。
- \*23 2012年7月19日特別法は、2012年10月14日〔コミューン選挙当日〕に発効。本特別法の第4条がいわゆる「平和の法」に新手続きを書き入れ、この法が新コミューン法にその手続きを挿入した。
- \*24 L'art.59, §1<sup>er</sup> bis, du décret communal flamand, introduit par l'art.22 du décret flamand du 29 juin 2012 (M.B., 8 août 2012) は、「任命されなかった推薦された市長候補は、同一の行政期間の間、もはや新たに推薦されることができない。但し、新たな事実または新たな根拠を基にする場合は別である。」と規定する。
- \*25 Voir les art.89 et 95 des lois coordonnées sur le Conseil d'Etat. 新手続きについては (Sous la direction de DUMONT (H.), EL BERHOUMI (M.) et HACHEZ (I.), *LA SIXIÈME RÉFORME DE L'ÉTAT : L'ART DE NE PAS CHOISIR OÙ L'ART DU COMPROMIS ?*, Les Dossiers du Journal des tribunaux no.98, Larcier, 2015, pp.164-169も参照されたい。
- \*26 § 5 に引用されたコンセイユ・デタに関する調整法第97条Ⅲ項。
- \*27 BOUHON (F.), “NOMINATION DES BOURGMESTRES ET CONTENTIEUX LINGUISTIQUE EN PÉRIPHÉRIE BRUXELLOISE APRÈS LA SIXIÈME RÉFORME DE L'ÉTAT : L'AVAIL DE LA COUR CONSTITUTIONNELLE ET LA CONTRIBUTION ACTIVE DU CONSEIL D'ÉTAT”, *ADMINISTRATION PUBLIQUE*, T1/2015, p.5.
- \*28 注24参照。
- \*29 「周辺コミューンの住民は、他の言語的便宜が認められているコミューンには存在していない裁判的保証を今後は獲得したので、より保護されている」ことになる。BONBLED (N.), “Minorités linguistiques”, (sous la Direction de UYTTENDAELE (M.) et VERDUSSEN (M.),

*Dictionnaire de la Sixième Réforme de l'Etat*, Larcier, 2015, p.590.

- \* 30 UYTTENDAELE (M.), op.cit. (article), p.239.
- \* 31 C.C., 3 avril 2014, no.57/2014, B.2.3. et B.3.
- \* 32 *ibid.*, B.7.1.
- \* 33 *ibid.*, B.7.1, al.2.
- \* 34 Doc.parl., Sénat, 2011-2012, no.5-1564/1, pp.1-2.
- \* 35 憲法裁判所が「憲法制定権者の選択」を援用したのは初めてではない。その他の事例や問題点については、BOUHON (F.), op.cit., pp.8-10. を参照のこと。
- \* 36 C.C., 3 avril 2014, no.58/2014, B.7.1.-B.11.
- \* 37 *ibid.*, B.13.2-B.14, al.2.
- \* 38 *ibid.*, B.14, al.3. 要するに、法制定前の「過去の事」は一応水に流すことにはしたのだが、しっかりと留保がつけられたのである。
- \* 39 C.E., 20 juin 2014, Van Hoobrouck d'Aspre, no.277.777, considérant 13. 原告の任期は2013年12月31日に満了し、2014年1月1日から他の者が市長職を引き継いでいたのである。
- \* 40 C.E., 20 juin 2014, Caprasse, no.277.775, considérant 15.6. al.2.
- \* 41 *ibid.* considérant 17.7.
- \* 42 *Le Soir* du 10 juillet 2014, "Communes à facilités: Caprasse nommé bourgmestre de Crainhem".
- \* 43 C.E., 20 juin 2014, Thiéry, no.277.776, considérant 18.2.
- \* 44 *ibid.*, considérant 14, al.3.
- \* 45 *ibid.*, considérant 14, al.4.
- \* 46 *ibid.*, considérant 9, al.1. 既に見たように、カブラスについては任命拒否は破棄された。
- \* 47 UYTTENDAELE (M.), op.cit. (article), p.243.
- \* 48 BOUHON (F.), op.cit., p.12によれば、第6次国家改革の交渉中に、論点整理者 clarificateur のドゥ・ヴェーバーと仲裁者 conciliateur のヴァンドゥ・ラノットが3年毎の更新を提案していたし、交渉者 négociateur のベークと組閣者 formateur のデイ・ルボが6年の期間を提案していたそうである。これらをコンセイユ・デタが考慮に入れたことは想像に難くない。妥協的解決策としての何年か毎の更新という大枠自体には大方の理解があったから、その意味ではコンセイユ・デタの解決策は突飛なものではなく、さして問題とされずに受け入れられたのであろう。4年の期間もそう言えば真ん中に近い数字ではある。
- \* 49 UYTTENDAELE (M.), op.cit. (article), p.244は、「…第6次国家改革は、裁判手続きを整備し、その最初の発動から、共同体紛争の最も対立的な2つの問題、つまり、ペータースの通達の効力（有効性）と周辺コミューンの市長の任命、を解決するのを可能にした。…言語

立法解釈についてカプラスとティエリー事件において宣告された判決の「平和をもたらす効果 *effet pacificateur*」が、ここで述べられた例外的手続きにそうしばしば訴えられることはなかろう。」とかなりの評価を与えている。

- \*50 La Libre Belgique du 18 déc. 2014, “Le Conseil d’Etat rejette le pourvoi de Damien Thiéry contre sa non-nomination comme bourgmestre”
- \*51 La Libre Belgique du 18 déc. 2014, “Damien Thiéry demande “une solution” politique”
- \*52 新コミューン法第266条によれば、後見監督権を持つフラマン内相は、コミューン当局の懈怠や悪意による行為を是正することができる。具体的には、政府監視官を派遣して、法的義務の履行を確保し、必要ならばコミューン当局に代わって業務執行させることが可能である。La Libre Belgique du 8 juillet 2015, “Damien Thiéry: “L’envoi d’un commissaire flamand à Linkebeek serait une déclaration de guerre!”
- \*53 RTL du 6 oct. 2015, “Damien Thiéry, l’ex-bourgmestre de Linkebeek a menti en ce matin sur Bel RTL” et La Libre Belgique du 7 oct. 2015, “Poker menteur à Linkebeek”.
- \*54 La Libre Belgique du 17 sept. 2015, “Liesbeth Homans nomme Yves Ghequiere bourgmestre de Linkebeek”
- \*55 RTBF du 6 oct. 2015, “Élections à Linkebeek: Damien Thiéry laisse la porte ouverte”
- \*56 La Libre Belgique du 17 sept. 2015, “Damien Thiéry (MR): “C’est une réelle agression de Liesbeth Homans” et *derelectie.be* du 18 sept. 2015, “Le ton monte entre le MR et Homans”
- \*57 RTL du 22 sept. 2015, “Yves Ghequiere et les francophones de Linkebeek envoient balader le ministre Homans, “coupable d’un acte d’agression grave””
- \*58 La Libre Belgique du 22 sept. 2015, “Mayorat de Linkebeek: la ministre Homans ne compte pas “en rester là””
- \*59 RTL du 5 oct. 2015, “Communes à facilités-MR confirme son soutien plein et entier à Damien Thiéry”
- \*60 La Libre Belgique du 5 oct. 2015, “Linkebeek: L’opposition fédérale dénonce un “coup d’Etat communautaire” et la “carpette-attitude du MR””
- \*61 La Libre Belgique du 5 oct. 2015, “Linkebeek: Damien Thiéry appelle au calme”
- \*62 La Libre Belgique du 4 oct. 2015, “Édito: A Linkebeek, le citoyen n’est pas respecté” et RTBF du 5 oct. 2015, “Linkebeek: l’éviction légale” par Philippe Walkowiak.
- \*63 Le Soir du 5 Oct. 2015, édito: “La N-VA fait ce qui lui chante. Pou pou pi dou!” par Beatrice Delvaux.
- \*64 RTBF du 4 Oct. 2015, “Nomination à Linkebeek: “Une décision relativement cohérente”.
- \*65 RTBF du 5 oct. 2015, “Linkebeek: ce lundi, prestation de serment d’un bourgmestre sans

majorité”.

- \* 66 La Libre Belgique du 5 oct. 2015, “Le démon communautaire se réveille en périphérie”.
- \* 67 *ibid.*.
- \* 68 RTBF du 6 oct. 2015, “Élections à Linkebeek: Damien Thiéry laisse la porte ouverte”.
- \* 69 La Libre Belgique du 7 oct. 2015, “Linkebeek, terre brûlée” par Marc Uyttendaele.
- \* 70 RTBF du 5 oct. 2015, “Delpérée: “Imaginez que le leader de l’opposition devient le Premier ministre””
- \* 71 選挙結果などについては、以下の記事を参照されたい。La Libre Belgique du 13 déc. 2015, “Linkebeek: la liste LB de Damien Thiéry récupère les 13 sièges”; RTL du 13 déc. 2015, “Élections communales à Linkebeek: la liste de Damien Thiéry plébiscitée”; RTBF du 14 déc. 2015, “Yves Ghequiere est désormais le plan B de la majorité francophone à Linkebeek”; RTL du 14 déc. 2015, “Elections à Linkebeek: selon la minorité flamande de la commune, Damien Thiéry n’a pas gagné”.
- \* 72 MRのシャルル・ミッシェル政権が成立して以来、PSは社会経済問題の処理についての激しい批判を通じて政府を倒そうとしてきた。今や共同体問題をきっかけに攻勢に出ようと虎視眈々としているのである。Voir La Libre Belgique du 3 oct. 2015, “Elio Di Rupo, “Si ce gouvernement tombe, c’est tant mieux””.
- \* 73 Le Vif du 7 oct. 2015, “Linkebeek: “Liesbeth Homans n’est pas une blanche colombe”” par Walter Pauli, journaliste au Knack.
- \* 74 La Libre Belgique du 24 mars 2014, “Communes à facilités: quid des convocations électorales?”
- \* 75 その他の言語便宜が認められたコミュニケーションでは、共同体の平和が徐々に現実となりつつあるから、リンクベークだけで問題が発生し続けている「特異さ」が目立っている。